

上北沢こぐま保育園 定期利用保育重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者の皆さんに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称 社会福祉法人多摩福祉会
所在地 東京都世田谷区北沢二丁目36番9号
電話番号 03-6804-8345
代表者名 安川 信一郎

2. 利用施設

施設の種類 保育所
施設の名称 上北沢こぐま保育園
施設所在地 東京都世田谷区上北沢一丁目32番10号
電話番号 03-5357-8531
施設長 椎名 朝美
受入れ年齢 生後57日～小学校就学前
認可定員 0歳児 3号 10名 3歳児 2号 16名
1歳児 3号 16名 4歳児 2号 16名
2歳児 3号 16名 5歳児 2号 16名
開設年月日 平成29年4月1日

3. 施設の目的及び運営の方針

上北沢こぐま保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする子どもの保育をおこない、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を配慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連帯の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的におこないます。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等をおこないます。

4. 施設の概要

(1) 施設

敷地面積	1,040.62㎡
構造	鉄骨造地上2階建
園舎面積	877.67㎡
園庭面積	270.00㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	
保育室	3室	1, 2, 3, 4, 5歳児
一時保育室	1室	
おでかけひろば	1室	地域支援事業
遊戯室	1室	
医務室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

5. 職員の種類、員数、業務内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園運営の業務を統括し、職員人事、労務、会計業務（会計責任者）、文書管理等に従事します。
主任保育士	1人	園長を補佐するとともに、園業務の一部に従事します。
事務職員	1人	事務、庶務を統括し、施設管理、出納業務（出納責任者）の業務に従事します。
保育士	15人	保育に従事し保育計画の立案、実施、記録及び保護者の連絡に従事します。
看護師	1人	保健業務に従事します。
調理員	4人	給食業務に従事します。

*上北沢こぐま保育園では、「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員以上を配置しています。

6. 保育をおこなう日及びおこなわない日

当園が保育をおこなう日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7. 契約期間

契約期間は、契約書に示した開始日から、開始月が属する年度の末日までとなります。この契約は、契約期間の満了により終了し、更新はありません。
契約変更は前月の25日までです。

8. 定期利用保育の保育時間

(1) 保育の実施時間

本事業の実施時間は、7時15分から18時15分となります。

(2) 利用区分

ご利用いただく時間数に応じて、次のいずれかの利用区分を契約時にお選びいただけます。

- ① 4時間以内（以下、「短時間利用」といいます。）
- ② 4時間を超え8時間以内（以下、「基本利用」といいます。）
- ③ 8時間を超え11時間以内（以下、「長時間利用」といいます。）

(3) 保育時間

お子さんをお預かりする保育時間については、ご選択いただいた利用区分の範囲内で、開始時間及び終了時間をご指定いただけます。（利用契約の際にご指定いただけます。）

9. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び金額

(1) 利用料

1) 利用料の額

利用料は契約した利用区分に応じた月額制となります。

利用区分	3歳未満児	3歳児
短時間利用	月額 22,000円	月額 14,500円
基本利用	月額 44,000円	月額 29,500円
長時間利用	月額 50,000円	月額 40,500円
※利用料には食費8,400円が含まれています。		

- ① 契約時間を月2回超えた場合は、翌月から利用時間を変更していただきます。
- ② 18時15分を過ぎた場合は、30分 500円の利用料を徴収します。

2) 利用料の適用

利用料は毎月1日から末日までを単位とする月額制とし、各月の利用料の利用区分は、各月の1日現在の契約に基づき適用します。

3) 納入期限

各月の利用料の納入は、各月の前月20日を期限とします。

4) 納入方法

法人が指定した口座振替代行サービスを利用し、金融機関口座振替にて徴収いたします。口座振替の手続きが完了するまでの期間につきましては、法人が指定する金融機関口座へお振込みいただきます。

指定する金融機関および口座（ゆうちょ銀行からのお振込み）	
記号	11380
番号	03989531
口座名義	社会福祉法人多摩福祉会 (シャカイフクシホウジンタマフクシカイ)

指定する金融機関および口座 (ゆうちょ銀行以外の金融機関からのお振込み)	
銀行名	ゆうちょ銀行
支店名	一三八(イチサンハチ)
預金種目	普通預金
口座番号	0398953
口座名義	社会福祉法人多摩福祉会 (シャカイフクシホウジンタマフクシカイ)

5) その他

契約期間中は、利用を予定しない月でも、1)の定めるところにより適用される利用区分に従い、利用料を支払いいただきます。

(2) その他保育をおこなうために要する実費徴収額等

以下に掲げる費用をご負担いただきます。

1) その他

体操着	対象：3歳児から5歳児のいる世帯のうち希望する者 金額：別途案内します。
記念帳	対象：定期利用保育をご利用の世帯のうち希望する者 金額：別途案内します。
保育参加食事代	対象：保育参加する保護者 金額：昼食 300円(税込) 軽食 100円(税込)

10. 契約の解除・利用区分の変更

(1) 契約の解除

- ① 保護者又は乳幼児の事情で契約を解除する場合は、利用の最終日の属する月の25日(以下「契約解除申出期限」といいます。)までに保育園に指定の書面にて申し出てください。ただし認可保育園への入所を理由として契約を解

除する場合は、利用の最終日の属する月の末日を契約解除申出期限とします。

- ② 次の事由に該当した場合、保護者は文書で保育園に通知することにより、契約を解除することができます。
 - * 保育園が契約に違反した場合。
 - * 保育園が法令等の社会的義務に反した場合。
 - * 保育園が保護者との信頼関係を毀損する行為をおこなった場合。
 - * 保育園が破産した場合。
- ③ 保育園は、閉園や休園など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して、3ヶ月間の予告期間を置いて、理由を明示した文書を交付するとともに、説明会を開催した上で、契約を解除することができます。
- ④ 次の事由に該当した場合は、保育園は文書で保護者に通知することにより、契約を解除することができます。
 - * 保護者が契約に違反した時。
 - * 保護者が保育園や保育園従事者又は他の利用者（保護者、乳用児）に対して、保育園との信頼関係を毀損する行為をおこなった時。
- ⑤ により契約を解除する場合の保育料は、解除の日までの日割りで計算した額とします。
- ⑥ 本契約の締結後、契約期間の開始の前日までに契約を解除する場合は、保育園指定の書面にて申し出てください。なお、この場合においては、契約期間の開始の属する月の保育料の利用者区分を適用した保育料をお支払いいただきます。ただし、認可保育園等への入園を理由として契約を解除する場合は、この限りではありません。

(2) 利用区分の変更

- ① 「短時間利用」又は「基本利用」の場合で、各区分に定める時間を超える保育料が必要となった場合は、変更する日の属する月の前月25日（以下、「変更契約期限」といいます。）までに、新たな利用契約（以下、「変更契約」といいます。）を締結していただきます。
- ② ①に関わらず、変更契約期限を経過した後、利用区分を超えて保育を必要とする場合は、利用区分を超えて保育を必要とする日を契約日として変更契約を締結していただきます。なお、この場合においては、当該変更契約日の属する月から変更契約後の利用区分の利用料を適用します。
- ③ 保護者が①②の規定を履行しない場合は、契約を解除する場合があります。

1.1. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	三宅小児科
医師名	山角 聡美

所在地 東京都世田谷区上北沢4-21-13
 電話番号 03-3302-2771

1.2. 緊急時等における対応方法

当園は、保育をおこなっているときに、子どもに体調の急変が生じた場合や事故等が発生した場合には、速やかに当該する子どもの保護者及び区に連絡するとともに、当該する子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

外科、形成外科	千歳台ぎたのクリニック
整形外科	元谷整形外科
歯科	いいじま歯科医院、ホワイトプラザ歯科、上北沢みどりの歯科
眼科	福地眼科、桂眼科クリニック、八幡山駅前眼科
耳鼻科	上北沢耳鼻咽喉科
皮膚科	斎田皮膚科医院、桜上水クリニック、なないろ皮膚科
脳神経外科	山田外科クリニック

1.3. 緊急時の利用

災害発生により、子どもの安全確保のために保護が必要と認められる場合などは、以下のように対応します。

お迎えにこられるまで保育をおこないます。この場合の保育料は災害発生の内容により決めていきます。

また、東日本大震災を含め、想定外の災害が起きた場合には、職員が揃わないことや子どもたちの安全を最優先する立場として、行政の判断で保育園を休園する場合があります。

1.4. 非常災害対策・防犯対策

非常時の対応 別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。

避難・備品用品

避難用リュック	有	備蓄米・食料	有
ミネラルウォーター	有	ランタン	有
園児用防災頭巾	有	寝袋	有

緊急時の伝言方法 保育システムコドモンのお知らせ配信機能によりお知らせします。
園のホームページにてお知らせします。

避難場所 八幡山小学校

広域避難場所 明治大学八幡山グラウンド

避難訓練 避難訓練は毎月1回実施します。

15. 虐待等の防止のための措置

当園は、保育する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等必要な体制の整備をおこなうとともに、職員に対し虐待防止研修、虐待防止マニュアルに基づいた運用をおこないます。

16. 苦情・要望等に関する相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口および第三者委員を以下のとおり設置しています。苦情・要望等のご相談は、直接又はお電話にて窓口または第三者委員まで申し出てください。御意見箱も設置いたします。

当園相談窓口	苦情対応解決責任者	園長 椎名 朝美
	苦情受付担当者	副園長 井原 明子
第三者委員	氏名	川端 隆 <small>かわばた たかし</small>
	役職・肩書等	社会福祉法人新田保育園理事長
	電話番号	090-7241-3662
	氏名	源 証香 <small>みなもと しょうか</small>
	役職・肩書等	白梅学園短期大学准教授
	電話番号	042-347-6221

17. 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類 賠償責任保険

保険の内容 身体 1億円 1事故 3億円

施設財物 1事故 3億円

18. 登降園について

(1) 登園時間、欠席、又は遅れる場合

9時までに登園してください。当日の欠席の連絡、又は登園が遅れる場合は、8時30分から9時の間にお電話及び保育システム（コドモン）でご連絡ください。登園が遅くなった場合は、保育している場所まで、保護者の方が連れていってください。園指定のネックストラップを使用してください。

電 話 03-5357-8531

(2) 送迎について

車での送迎は禁止しますので、園舎の前や裏での路上駐停車もしないでください。尚、近隣の商業施設等への駐車もできません。

(3) 打刻について

登降園の際は必ず打刻してください。その記録に基づいて18時15分過ぎの方は延長保育料を徴収します。降園時の打刻が無い場合は、防犯カメラ、延長保育日

誌、電子錠記録に基づいて費用を徴収します。カードをお持ちでない方がお迎えの場合は職員に必ず声をかけてください。

(4) 園舎使用にあたって

ドアの開閉を含め、設備に関しては大切に使用するよう、お願いします。

(5) 送迎時のお願い

送迎時、玄関や、門扉はひんぱんに開閉します。その間にお子さんが出ていくこともあります。玄関、門扉の周辺では、お子さんから目や手を離さないでください。また、鍵や開錠ボタン等を子どもに操作させないでください。園指定のネックストラップを使用してください。

19. 保健について

(1) 毎朝の検温、体調の確認

お子さんの体調を知るため、毎朝ご家庭で検温し、連絡帳でお知らせください。また登園前にご家庭で①機嫌の良し悪し ②食欲 ③発熱の有無 ④排便の有無など、いつもと様子が異なっていないかご確認ください。変化のある場合は登園時に保育士にお知らせください。

(2) 感染症

学校保健法で指定の感染症に感染した場合、登園停止期間を経過してから、医師に登園に関する意見書を記入してもらい登園してください。

(3) 投薬について

保育園は医療機関ではありませんので、基本的には投薬はおこないません。昼食時どうしても必要な場合は与薬指示書を医師に記入してもらい、保護者が記入した与薬連絡表と一緒に提出してください。

(4) 感染症拡大防止対策について

行政のガイドラインやその他通達をもとに保育をおこないます。感染症拡大防止の観点において必要な情報の周知を迅速におこないます。

20. トラブル、怪我について

子どもに自我が生まれてくると、噛みつきやひっかきが始まってきます。これは成長発達のひとつの特徴です。子どもがみんなするわけではありませんが、噛みつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。私たちは、子どもたちが幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけ、その子の気持ちをくみとるよう努力をします。けれども、時として声かけや働きかけが間に合わないこともあります。

私たちは、子どもたちが噛んだりひっかいたりすることを放置はしません。出来る限り止めて、気持ちを受けとめ、言葉にするよう伝えます。噛みつきやひっかき起きた時は適切に処置して、保護者の方にもお伝えします。

噛みつきやひっかきは、「加害」「被害」といった言葉で表現すべきものではないということです。手を出してしまった子は「悪い子」ではなく、まだ、自分の気持ちや思いを上手く伝えられないということをご理解ください。又、子どもの成長と一緒に見守っていただけるよう保護者との情報共有と意見交換を大切にしていきます

21. 午睡時について

保育園など乳児を預かる施設で子どもが午睡中に亡くなる出来事が後を絶ちません。そのため、「うつぶせ寝をさせない」「目視にて定期的にチェック」をおこなっています。0歳児、1歳児に対してはベビーセンサーを使用し、午睡中の事故防止に努めます。（ベビーセンサーは医療機器ではありません）また、午睡中に連絡帳や日誌の記入、各種会議をおこなっています。午睡中は子どもたちの命を優先いたしますので、連絡帳等の記入ができないこともあります。

施行日 2017年4月1日

施行日 2018年4月1日

施行日 2019年4月1日

施行日 2020年4月1日

施行日 2021年4月1日

施行日 2022年4月1日

施行日 2023年4月1日

施行日 2023年9月9日

施行日 2024年4月1日

保育園名 : 上北沢こぐま保育園

説明責任者 : 園長 椎名 朝美

《定期利用保育重要事項説明書についての同意書》

年 月 日

上北沢こぐま保育園における特定教育・保育を開始するにあたり、定期利用保育重要事項説明書、しおり及び運営規程に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 上北沢こぐま保育園

説明者 園長 椎名 朝美 (印)

私は、定期利用保育重要事項説明書に基づいて上北沢こぐま保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ (印) 児童との続柄 _____

保護者氏名 _____ (印) 児童との続柄 _____

児童名 _____